

学校施設開放事業における空調設備の使用について

学校施設開放事業において、体育館・武道場の空調設備を使用された団体については、受益者負担の考えに基づき、その使用に係る電気料金に相当する額を御負担いただきます。当事業を円滑に進めるため、各団体の皆様には御理解と御協力をお願いいたします。

使用の流れ

- ① 空調設備（冷房・暖房）を使用された場合は、「学校施設開放事業空調設備使用実績報告書」に都度記入してください。
- ② 毎月7日までに、新座市電子申請・届出サービスから「学校施設開放事業空調設備使用実績報告書」を添えて前月分の実績を報告してください。
- ③ 報告内容を生涯学習スポーツ課で精査の上、受理メールを送信いたします。
- ④ ②の報告の際に指定した支払方法に応じて、受理メールの受信後、翌月15日までにお支払いください。

オンライン決済：新座市電子申請・届出サービスから決済してください。

現金払い：報告者の住所宛てに納付書を郵送いたしますので、指定の金融機関等の窓口で納付してください。

<例：7月分の実績報告の流れ>

7月中	空調設備を使用する度に「学校施設開放事業空調設備使用実績報告書」に記入する。
8月1日～7日	新座市電子申請・届出サービスから実績を報告する。
8月中旬頃	生涯学習スポーツ課から受理メールを受信する。 ※「現金払い」選択時は納付書も郵送されます。
9月15日まで	指定した支払方法に応じてお支払い。

空調使用料金

400円／1時間 ※端数の時間は切上げとなります。

<例> 1時間20分の使用⇒2時間使用（800円）

裏面もごさいます

各種御案内

- 新座市電子申請・届出サービス（実績報告・オンライン決済はこちらから）



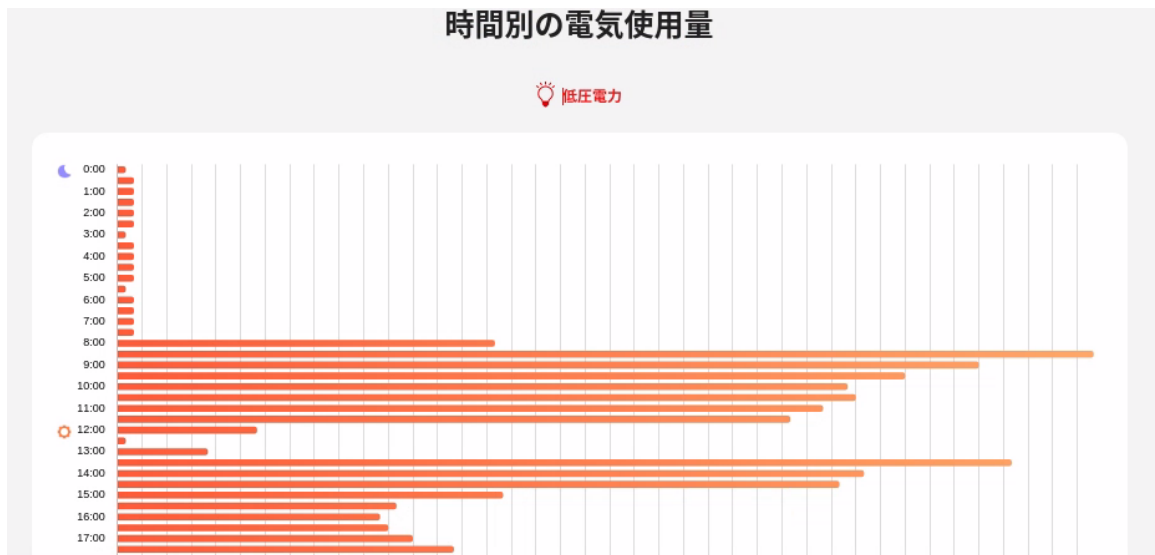
- 学校施設開放事業について（市ホームページ）

※学校施設開放事業空調設備使用実績報告書も本ホームページにございます。



注意事項

市では学校ごとに時間別の空調設備電気使用量を確認しています。空調設備の使用状況に疑義が生じた場合、活動状況を確認させていただく場合がございます。なお、使用実績が適正に申告されていないことが判明した団体につきましては、学校施設開放の使用を停止させていただきます。



【問合せ】

新座市教育委員会生涯学習スポーツ課
スポーツ・青少年係 スポーツ担当
電話：048-424-9617
メール：suposin@city.niiza.lg.jp